

トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム地域人材コース後継事業
2025 年度（第 2 期）かがわグローバル人財共創事業
グローバル・スタートアップ海外研修プログラム
募集要項

香川県地方公共団体及び高等教育機関等で構成する「香川地域人材育成コース協議会」（以下、協議会という）では、2025 年度（第 2 期）かがわグローバル人財共創事業グローバル・スタートアップ海外研修プログラム派遣留学生となる学生を募集します。なお、本事業は、協議会構成団体に所属する者以外の方も応募可能です。

1. 趣旨

当協議会は、2015 年度～2022 年度まで、「官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム地域人材コース」を活用し、23 名の学生を海外に派遣しました。

2023 年度以降は、協議会が独立して事業を運営し、2024 年度から新たに「かがわグローバル人財共創事業」を開始しました。本事業の一環として、「グローバル・スタートアップ海外研修プログラム」を香川県内の対象者に向けて募集します。なお、2024 年度は本プログラムを通じて、2 名の学生を海外に派遣しました。

2. 目的

本事業は、「香川において自ら社会に変革を起こしていくリーダー」となり、持続可能な地域社会の創造に寄与する人材の育成を、オール香川で推進することを目指すものです。本人が自ら設定した香川における課題解決のための実践的な海外での学びを支援することによって、既存の概念にとらわれず自ら行動を起こし、新たな価値を生み出していく精神を醸成します。

多様な派遣留学生のネットワーク（以下「人財共創コミュニティ」という。）を形成し、留学後も人材共創コミュニティを社会と繋げ、様々なステークホルダーとの協働プロジェクト等を通じて、継続した学修の機会を提供し、創造的価値イノベーション人材を育成します。

これらを通じてグローバルマインドセットを身につけ、自らの経験を香川地域における新しい留学文化の醸成に還元することで、留学を通じた人材育成のアップデートを図ります。

海外での「実践活動（※詳細は次ページに記載）」を焦点にした学修を推奨することにより、より多様な経験と、自ら考え行動できるような体験の機会を提供します。このため、諸外国の大学等といった教育機関での留学だけでなく、自ら定めた明確な目的と意欲的な目標に基づき立案した実践活動の含まれる留学計画を支援し、海外市場も視野に入れて諸外国の人々との交渉や交流に足る幅広い教養と、自分の強みや個性を活かした実務面での国際業務を担えるコンピテンシーを身につけ、持続可能な地方分散型社会の実現に寄与するグローバル人材の育成を目指します。

なお、本事業は、事業に参画していただいた地域企業のご協力を得て、協議会が企画・運営を行っています。

※実践活動とは、座学や知識の蓄積型ではなく「実社会との接点」から多様な学びを得ることができる学修活動（インターンシップ、フィールドワーク、ボランティア、プロジェクト・ベースド・ラーニングに限らず、上記の趣旨に沿う多様な学修活動）のことを言います。

3. 求める人材像

グローバル・スタートアップ海外研修プログラムは、香川を支える将来のグローバルリーダーとして、留学を通じて以下に掲げるような素養を身につけようという意欲を有する人材を支援します。

- ・持続可能な地方分散型社会の実現を香川において取り組んでいく意欲
- ・世界の人々との交流を通じた経験から学ぼうとする意欲
- ・香川のために貢献したいという高い志
- ・自らの志を具体化するための思考力と行動力
- ・失敗から試行錯誤しながらも挑戦し続ける強い精神力
- ・様々なことに好奇心、探究心を有し、未知の領域に対しても果敢に挑戦する姿勢
- ・集団活動においてイニシアチブをとり、周囲を巻き込む能力

4. プログラムの種類

(1) 分野別プログラム

下記のいずれか1つのコースを選択し、そのコースにおける課題を独自の視点で指摘した上で、課題克服のための具体的な留学計画を自ら設計してください。なお、コース毎に定員を定めず、一括して選考します。

・グリーンイノベーションコース

環境・資源・エネルギー分野に関して、自ら香川における課題を設定し、その解決のために新たな知識や技術の獲得、能力の向上を目指す等、独自の構想力をもって既存の枠組みを超えた新たな価値を創造しようとする留学計画

・テクノロジーコース

テクノロジー領域（AI、プログラミング、制御技術、ロボティクス、Web サービス・デザイン、モバイルアプリ開発等、関連する広範な分野）に関して、自ら課題を設定し、課題解決のための技術革新や新産業創出に貢献する留学計画

・ダイバーシティコース

スポーツ、芸術、人文学、社会科学、総合知領域等を含む多様な領域について、自ら課題を設定し、課題解決や社会貢献につながる探究活動に取り組む留学計画

(2) 県内企業内定者向けプログラム

就職・採用活動において、本事業グローバル・スタートアップ海外研修プログラムに参画する県内企業から内定を受けた者を対象とし、当該企業から応募者募集の周知を行います。

5. 対象者

(1) 分野別プログラム応募者は、次の①～⑦全てに該当する者

(2) 県内企業内定者向けプログラム応募者は、次の①及び③～⑧全てに該当する者

①日本国籍を有する者、又は応募時まで日本への永住が許可されている者

②香川県在住者

③2025年4月1日の年齢が満18歳以上満25歳未満の者

④グローバル・スタートアップ海外研修プログラム（事前研修、留学、事後研修、成果報告会）の全て、及び人財共創コミュニティ活動に参加する者

⑤留学に必要な査証等を取得することができる者

⑥十分な保障を要する（学生は大学が指定する）海外旅行保険に加入する者

⑦過去に「トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム（地域人材コース、高校生コース及び地域人材コース高校生等枠を含む）」及び「グローバル・スタートアップ海外研修プログラム」の派遣留学生に採用されていない者

⑧本事業グローバル・スタートアップ海外研修プログラムに参画する県内企業から内定を受けた者

なお、上記（1）（2）ともに、協議会構成団体に所属する者以外の方も応募可能です。

6. 内容

(1) 事前研修：留学計画のブラッシュアップ（香川の地域課題と自らの留学課題との関係性を明確にする）

実施時期：2025年7月（1日以上）

内容：留学計画や香川の課題に関する英語でのプレゼンテーション、海外留学に係る各種事務手続き、渡航先での危機管理等。

(2) 海外留学

留学期間：2025年8月以降2026年3月31日までの間、1週間以上3月未満

※留学期間終了後に留学先に留まる場合は、留学期間終了後1か月以内に帰国すること。

留学先：外務省による危険情報レベル1及び感染症危険情報レベル1の国・地域であること。

複数の国で実践活動を積む留学も可とします。

※留学計画開始時点及び留学計画開始後に危険情報レベル又は感染症危険情報レベルが2以上となった場合は、状況によりプログラムを中止（留学中であれば帰国）する場合があります。

留学先における受入機関：現地の法人・団体等の機関であること（個人による受入れは不可）。

※留学先の受入機関がなく、毎月の在籍確認を取れない計画は支援対象外

内容：①教育研究上、または業務上、有益な学修活動と認める計画

②留学の目的に沿った実践活動が含まれている計画

※語学留学のみの計画は支援対象外

③アンバサダー活動、エヴァンジェリスト活動が含まれている計画

※アンバサダー活動とは、留学先において日本や日本の地域の良さを発信する活動

例）日本文化紹介、地域の魅力を発信する、和食をホストファミリーにふるまう

※エヴァンジェリスト活動とは、帰国後に留学機運醸成に寄与すべく、留学の魅力や留学で得た体験を周りに伝える活動。場所や手段等については各自が実施可能な方法で行ってください。

（3）事後研修：留学成果の振り返り及び分析

実施時期：帰国後2週間～1月以内（1日以上）

内容：留学での学び及び今後の活動についてのまとめとして、事後研修後2週間以内に、留学成果報告書（A4サイズ2ページ程度）を提出していただきます。

（4）成果報告会

実施時期：帰国後1月以降（1日）

内容：留学での学び及び今後の活動について15分程度のプレゼンテーション、質疑応答

7. 選考における審査の観点

本事業の審査は、「香川において自ら社会に変革を起こしていくリーダー」となり、持続可能な地域社会の創造に寄与する人材を育成するという観点を審査の基本方針として行います。

第1次選考は応募申請書類による書類審査、第2次選考は面接審査によって行われます。全応募者に対して書類審査と面接審査を実施します。

審査の観点は以下の通りです。

（1）本要項の「**3. 求める人材像**」で示す人材であること

（2）留学（実践活動を含む。以下同じ）計画

①学修活動の目的、達成目標

1) 明確な目的、達成目標の設定

審査の基本方針に応じた目的、達成目標が明確に設定されていること

2) 達成目標の適切性

学修活動の達成目標が適切に設定されていること

②学修活動の内容（計画の妥当性）

（3）学修活動の目的、達成目標との整合性、妥当性

- ①学修活動の計画の内容やスケジュールが、学修活動の目的や目標を達成するに当たって適切であること
 - ②学修活動の計画が、本事業の趣旨に応じた内容であること
 - ③必要となる語学力が学修及び実践活動を実施するために適切な水準を満たしていること。
- (4) 学修の成果及びその測定方法
- 留学による学修の成果及びその測定方法の内容が、留学中の学修活動から見て適切であること（留学による単位取得の状況等）
- (5) 学修活動の発展性
- 将来的に香川県でのキャリア形成に意欲を持ち、学修活動により得た成果を、香川県の産業界を中心に活用しようとするビジョン、取組があること
- (6) 留学計画の実現可能性
- ①学修活動の実現可能性が高い計画であること
 - ②留学準備の内容やスケジュールが、留学計画を実現するに当たり適切であること

8. 支援の内容

- (1) 留学準備金及び奨学金を支給します。ただし、留学準備金及び奨学金を合わせた支給金額の上限は、アジア地域 350,000 円、その他の地域 500,000 円とします。

- ①留学準備金；アジア地域 150,000 円 その他の地域 250,000 円

事前・事後研修参加費、往復渡航費、査証取得や予防接種等、留学準備にかかる費用の一部を支援します。

- ②奨学金（月額）

留学計画の実行にかかる現地活動費を支援の対象とします。支給金額は以下表のとおり

留学先国・地域	支給金額 (月額)
北米、シンガポール、欧州、中近東 ※以下の除外国は除く。 アゼルバイジャン、アルバニア、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、エストニア、カザフスタン、キルギス、ジョージア、クロアチア、コソボ、スロバキア、スロベニア、セルビア、タジキスタン、チェコ、トルクメニスタン、ハンガリー、ブルガリア、ベラルーシ、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、北マケドニア共和国、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア	120,000 円
アジア（シンガポールを除く）、大洋州、中南米、アフリカ及び上記除外国	80,000 円

・留学開始月または留学終了月であるか否かを問わず、留学期間中は、奨学金の月額を支給します。

・留学期間中、ひと月の留学日数が 15 日未満になる場合は、当該月の奨学金を月額半額とします。

・協議会がやむを得ない事情があると認めた場合を除き、事前事後研修を含むプログラムの全行程を実施できなかった場合は、支給済の奨学金の一部又は全額を返還していただきます。

・県内企業内定者向けプログラムについては、プログラムの途中又は終了後に、内定を辞退した場合は、全額を返還していただきます。

(2) 奨学金等の支給方法

派遣留学生への奨学金等の支給は、学生の場合は在籍大学等を通じて、その他の者は、協議会から直接口座へ振込します。

留学期間中は、奨学金受給のために、毎月、留学先機関での在籍の確認を報告する必要がありますので、在籍大学等又は内定企業との連絡を密にできるようにしてください。

事務手続等についての詳細は別途案内します。

9. 支援予定人数

(1) 分野別プログラム 計 3 人程度

(2) 県内企業内定者向けプログラム 若干人

10. 応募書類の作成及び提出

応募者は、下記 (1) で示した URL から、(2) に定める応募申請書類の様式をダウンロードして作成し、学生は在籍大学等へ、内定者は内定企業へ提出してください。

なお、留学計画は在籍大学等又は内定企業の担当部署等に相談の上、作成を進めてください。

その他の者は、協議会事務局（香川大学国際課 kokusai-h@kagawa-u.ac.jp）へ直接、提出してください。

(1) 香川地域人材育成コース協議会

かがわグローバル人材共創事業グローバル・スタートアップ海外研修プログラムホームページ

URL : <https://www.kagawa-u.ac.jp/tobitate/>



(2) 応募申請書類（電子媒体）

以下の書類を一括して PDF 形式で提出してください（3 MB まで）。

①留学計画書（様式 1）

②自由記述申請書（任意様式 A4 サイズ 2 ページ）

③留学先機関の受入許可書等、留学計画の実現性を証明できる文書等の写し

（申請時に用意できている場合は添付してください）

(3) 募集期間

2025 年 4 月 1 日（火）～2025 年 5 月 19 日（月）17 時 提出締切

①在籍大学等及び内定企業への提出期限

在籍大学等及び内定企業への提出期限は各在籍大学等及び内定企業にて設定されますので、担当部署等に直接確認してください。

②学生又は県内企業内定者以外の者については、上記提出締切までに協議会事務局へ直接提出してください。

※応募内容は日本語で作成してください。

※ファイルのデータ量を 3MB 以内におさえて作成してください。

※欠落（不足）や記入漏れ等がある場合には、審査の対象とならない場合があります。

(4) 留学計画の事前相談

留学計画の立案に関するご相談について、以下協議会事務局にて受け付けます。相談希望者は、以下窓口にてメールにて連絡してください。なお、お問い合わせの内容によっては、回答にお時間をいただく場合があります。あらかじめご了承ください。

【留学計画相談窓口】

香川地域人材育成コース協議会事務局

宛先：kokusai-h@kagawa-u.ac.jp

【問い合わせ方法】

メールの件名には、『留学計画相談：グローバル・スタートアップ海外研修プログラム』と記載の上、メールの本文には、以下の項目を記載してください。

①所属・学年（学校名等を記載。該当者のみ）

②氏名

③対面での相談を希望する場合は、「対面での相談希望」と記載してください。

④相談内容（出来る限り具体的に）

1 1. 申請書類の提出から支援までのスケジュール

在籍大学等及び内定企業への提出期限：在籍大学等及び内定企業で設定された期限

本協議会への提出期限：2025 年 5 月 19 日（月）17 時必着

選考時期：第 1 次選考（書類審査）2025 年 5 月

第 2 次選考（面接審査）2025 年 6 月

第 2 次選考について：香川県内の大学等にて、個人面接、グループディスカッション及びプレゼンテーション審査等を実施します。

※日程・場所は確定次第、通知します。

※第2次選考に伴う旅費等は、応募者の自己負担とします。

採否結果の通知：2025年6月末

事前研修：2025年7月（1日以上）

留学期間：2025年8月以降2026年3月31日までの間、1週間以上3月未満

事後研修；帰国後2週間～1月（1日以上）

成果報告会；帰国後1月以降（1日）

12. その他

（1）留学計画等の変更について

採用決定後に、留学の時期や留学先機関等に変更が生じ、留学計画の内容や支給月数に影響を及ぼすことが明らかになった場合、採用者が学生であれば在籍大学等を通じて、内定者であれば内定企業を通じて、速やかに本協議会に変更申請をしてください。

なお、計画変更に伴う支援額の増額は認めません。

選考期間中に変更が生じた場合は、採用決定後に計画変更手続きをしていただきますが、変更後の内容によっては計画変更が承認されず、採用取消しになる場合があります。

（2）採用取消し又は支援の打ち切りについて

本協議会は、以下の場合に採用を取り消し、既に支給している奨学金等の全額又は一部について返納を求めることがあります。

- ①本要項「5. 対象者、6. 内容」を満たさなくなった場合
- ②留学先機関において懲戒処分を受ける等、留学の中止が適当であると認められた場合
- ③採択された留学計画の内容に大幅な変更があり、再審査の結果、不承認と判定された場合や、自己都合により途中で辞退する場合
- ④応募内容に悪質な虚偽があると認められた場合
- ⑤学業不振、素行不良等が極めて顕著で、本プログラムによる支援を受けるにふさわしくないと本協議会が判断した場合

（3）危機管理について

- ①留学にあたって現地の安全情報に十分注意し、留学開始後も随時状況確認ができるよう、在籍大学等や内定企業、本協議会、留学先機関と連絡を密にするようにしてください。
- ②留学に関する安全情報の収集手段として、外務省海外安全情報配信サービス等を活用してください。
- ③留学先の国・地域の状況から安全な渡航・滞在が困難と判断した場合には、留学先の国・地域の変更又は留学の中止を指示することや派遣留学生としての支援を見合わせる場合があります。
- ④外国に住所又は居所を定めて3か月以上滞在する日本人は、その住所又は居所を管轄する日本の大使館又は総領事館（在外公館）に「在留届」を提出するよう義務付けられています。留学先国・地域

で緊急事態等が発生した場合に、在外公館から連絡や保護を受けられるよう、渡航後は、日本大使館や総領事館に在留届を提出してください。

在留期間が3か月未満の場合についても、外務省旅行登録「たびレジ」に登録することで在留届と同様に緊急情報の提供を受けることができるため、登録をしてください。

・外務省海外旅行登録「たびレジ」 <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>

〔海外安全情報等照会先〕

外務省領事局 領事サービスセンター

〒100-8919 東京都千代田区霞が関2-2-1 (外務省庁舎内)

TEL : (代表) 03-3580-3311

ウェブサイト https://www.anzen.mofa.go.jp/about_center/index.html

なお、採用者の支援を行う在籍大学等は、文部科学省が定める「大学における海外留学に関する危機管理ガイドラインチェックリスト」(別紙)に記載のとおり、必要な手続き等(留学中の連絡先の登録、海外旅行保険の加入等)について対応できる体制を整備してください。内定企業についても、別紙に準じて整備をしてください。

(4) 面接審査受審上の配慮申請について

身体等に障害があり、面接審査を受審するに当たり配慮が必要となる場合は、その種類・程度に応じた配慮を行いますので、事前に在籍大学等又は内定企業を通じて、本協議会に相談してください。

(5) 個人情報の取り扱いについて

本制度への応募に関して提出された個人情報は、本制度実施のみに利用されます。この利用目的のため適正な範囲において、大学等教育機関、在外公館、行政機関、公益法人、業務委託先及び機構等に対し、必要に応じて共有されますが、その他の目的には利用されません。

【照会先】

香川地域人材育成コース協議会事務局 (香川大学国際課内)

住所 : 〒760-8521 香川県高松市幸町1番1号

メール : kokusai-h@kagawa-u.ac.jp

電話 : 087-832-1178 (FAX : 087-832-1192)

問合せ対応時間 : 平日9時～17時 (12～13時を除く)

なお、留学計画の立案に関する相談については、「10. 応募書類の作成及び提出」に記載のとおり、メールにて受け付けます。

大学における海外留学に関する危機管理ガイドラインチェックリスト

1. 「自分の身は自分で守る」という学生の意識啓発に向けた取組の実施

1-1 「自分の身は自分で守る」という基本原則

渡航先の治安状況を学生自身が事前に熟知し、日本にいたるときとは意識を切り替えることにより事件・事故を防ぐことができることを学生に理解させるよう指導しているか。

1-2 「自分の身は自分で守る」ための心構え

学生に対して、「自分の身は自分で守る」ための心構えについて指導する機会を設けているか。

1-3 危機等に関する情報収集のためのツールやその活用方法について

学生が留学計画の渡航先を決定する上で、危機等に関する情報を収集する必要性や外務省の海外安全HP等情報収集のためのツールについて学生に指導しているか。

1-4 留学中の連絡先の登録について

渡航先での連絡先や国内の緊急連絡先を登録するよう指導しているか。危機事象が発生した場合に備え、留学中は常に所在を明らかにするよう、留学前に学生に指導しているか。

渡航先での連絡先、国内の緊急連絡先の登録方法等について具体的に指導しているか。

在留届や「たびレジ」の登録の必要性や手続きについて周知しているか。

1-5 事件・事故等に巻き込まれた場合の対応

海外留学中に生命、身体が危険にさらされるような事態が生じた場合は在外公館の援護等を依頼することが重要であることを周知しているか。また、渡航前に学生に渡航先の在外公館の連絡先を確認させているか。

危機事象の発生の場合の大学側の窓口を事前に学生に周知しているか。

危機事象の発生の場合の学生や保護者からの相談体制は構築されているか。

1-6 海外旅行保険について

海外旅行保険に加入させているか。その際に補償内容を確認し、保護者にも共有させているか。

大学が学生や保護者から保険加入にあたって助言できるような体制が整備されているか。

2. 大学における危機管理体制の整備

2-1 意思決定ルートの確立

学生が事件・事故に巻き込まれた場合の対応策の決定方法、決定過程、最終的な決定に関し、権限と責任が明確となっているか。

2-2 意思決定の判断基準の策定

外務省の危険情報に応じて注意喚起発出の有無、留学継続の可否等の判断基準を設け、学生に周知共有されているか。

2-3 学生の海外留学状況の把握

学生の海外留学について、渡航期間、渡航場所、滞在場所などの情報を学生に届出させる体制整備がなされているか。

2. 大学における危機管理体制の整備(つづき)

2-4 留学中の渡航先及び国内連絡先の把握

危機事象発生時に渡航中の学生に情報の伝達、注意喚起、安否確認ができるよう連絡ルートを確認しているか。

学生が事件・事故に巻き込まれた場合にすみやかに連絡が取れるよう国内の学生の緊急連絡先などを把握する体制を整えているか。

学生が事件・事故に巻き込まれた場合に連絡が取れるよう渡航先の最寄りの在外公館の連絡先を把握しているか。

2-5 大学における学生からの連絡窓口の設置

学生が事件・事故に巻き込まれた場合に日本の在籍大学にも連絡を取れるように指導をしているか。

休暇中や夜間を含めた学生からの緊急連絡を受けることができる体制整備をしているか。

2-6 学生の連絡先等に関する安全情報の収集

大学は、各国在外公館HPや「たびレジ」を活用し、学生の渡航先の安全情報を収集し、活用しているか。

安全情報の確認のための学内体制を整備し、危険度に応じてあらかじめ対応方針を定め、マニュアルとして共有しているか。

学生が事件・事故に巻き込まれた場合の在外公館を通じた情報収集や現地における情報収集ができる体制を整備しているか。

2-7 学生の連絡体制の確認・共有

関係者間であらかじめ情報伝達ルートを確認し、共有されているか。特に執行部への迅速な伝達体制が整備されているか。

2-8 関係省庁の連絡先の確認・共有(文部科学省及び外務省)

関係する省庁に情報共有・相談がなされる体制が整備されているか。

2-9 巻き込まれた学生や周囲の学生等のケア

学生が事件・事故に巻き込まれた場合、家族との連絡や必要なサポートを行う体制を整備しているか。

事件・事故に巻き込まれた学生の周囲にいる学生に対してもケアできる体制が整備されているか。

2-10 対外的対応

外部からの問い合わせへの対応のルールを定めているか。対応者として学内責任者から一元的に対応する体制となっているか。